

判定依頼書入力における生産者の記載について

平成 20 年 7 月 23 日
日本商工会議所

判定依頼書入力における生産者の記載につきまして、「特定原産地証明書発給申請の手引き」において、「判定依頼者が生産者の場合は記載の必要がない」旨説明しておりましたが、経済連携協定において、生産者を確定する必要があることから、今後、生産者欄の記載を必須とさせていただきます。よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。

日ブルネイ協定を含めた「特定原産地証明書発給申請の手引き」から、生産者の記載に関する説明部分の表現を以下のとおり訂正させていただきます。

<判定依頼書入力における「生産者欄」の吹き出し説明>

(誤) 企業登録番号を入力し、情報取込ボタンをクリック。企業登録していない生産者は「999999999」を入力。

判定依頼者が「輸出者」であり、「生産者」でない場合は、必ず記載してください。
判定依頼者が「生産者」の場合、記載の必要はありません。



(正) 「生産者欄」は必ず記載してください。

「生産者＝判定依頼者」の場合、判定依頼者欄の企業登録番号を入力してください。
「生産者＝判定依頼者」でない場合、当該生産者の企業登録番号を入力してください。
当該生産者が企業登録していない場合、「999999999」を入力し、情報取込ボタンをクリックしてください。

②協定の選択、判定事務所選択、判定依頼者および生産者の入力、原産地規則の確認

※協定は後で変更すると入力したデータが無効になる場合がありますので、お間違えのないようご注意ください。
※判定事務所を選択しないと、登録住所の最寄りの事務所をシステムが自動的に選択します。

協定	協定選択	利用する協定を選択してください。
判定事務所	事務所選択	

判定依頼先の事務所選択

判定依頼者

◎	企業登録番号	A00013512
◎	和文氏名	日商 太郎
◎	和文社名(屋号)	株式会社 日商
◎	郵便番号	〒100-0005
◎	所在地	東京都千代田区丸の内3丁目
◎	氏名: 全角	日商 太郎
◎	所属部署: 全角	
◎	電話番号: 半角	03-3210-9876
◎	FAX: 半角	
◎	E-mail: 半角	

本件に関するご担当者

協定選択（国名を誤ったまま入力を続け、最後に協定名を変更すると、協定により異なる一部入力内容がキャンセルされてしまいますので、最初に行う協定選択にはご注意ください）

■生産者欄
製品の生産者を記載してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。
※企業登録をしていない生産者の場合は、「999999999」（数字9桁）を入力してください。
※英文所在地は、国名(JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記載してください。

◎	企業登録番号: 半角英数字		情報取込
◎	和文社名(屋号): 全角		
◎	英文社名: 半角		
◎	電話番号: 半角		
◎	FAX番号: 半角		
◎	E-mail: 半角		
◎	郵便番号: 半角数字	〒	
◎	和文所在地: 全角		
◎	英文所在地: 半角	Japan	

「生産者欄」は必ず記載してください。

「生産者＝判定依頼者」の場合、判定依頼者欄の企業登録番号を入力してください。「生産者＝判定依頼者」でない場合、当該生産者の企業登録番号を入力してください。当該生産者が企業登録していない場合、「999999999」を入力し、情報取込ボタンをクリックしてください。

協定に定められた原産地規則に基づき

はい